

第六十五回 参議院大蔵委員会會議録第十号

昭和四十六年三月四日(木曜日)

午前十時四十分開会

委員の異動

三月三日

辞任

鈴木 省吾君

補欠選任

小林 章君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

柴田 榮君

玉置 猛夫君

成瀬 幡治君

委員

青木 一男君

青柳 秀夫君

伊藤 五郎君

岩動 道行君

栗原 祐幸君

津島 文治君

丸茂 重貞君

松井 誠君

鈴木 一弘君

向井 長年君

渡辺 武君

國務大臣

大蔵大臣

福田 赳夫君

政府委員

大蔵政務次官

藤田 正明君

大蔵省理財局長

相澤 英之君

大蔵省理財局次長

小口 芳彦君

大蔵省銀行局長

近藤 道生君

大蔵省国際金融局長

稲村 光一君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君

本日の會議に付した案件

○租税及び金融等に関する調査

(国有財産に関する件)

○國際開發協會への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○預金保險法案(内閣提出、衆議院送付)

○貸付信託法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(柴田榮君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨日、鈴木省吾君が委員を辞任され、その補欠として小林章君が選任されました。

○委員長(柴田榮君) まず、租税及び金融等に関する調査中、国有財産に関する件を議題といたします。

藤田大蔵政務次官から発言を求められておりますので、この際これを許します。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) 前回の当大蔵委員会におきまして、成瀬委員から、国有財産の件につきまして御質問がございました。そのときに、その準備をいたしておりましたので、後刻御報告を申し上げるという答弁をいたしました。本日その答弁をさせていただきます。ここに、小口次長からその答弁をさせていただきます。

○政府委員(小口芳彦君) グラントハイツの件についてでございますけれども、この計画は、現在

提供中の財産ということになっておりまして、グラントハイツ地区におきまして米軍に提供して使用してもらっている住宅が千四百八十六戸ございます。これを向こう側では横田の飛行場の施設内に移したいということでございまして、この住宅を移す計画があるわけでございまして、これは四十五年以降三年度ないし四年度にわたります。この移設を行なう計画でございまして、これを特定国有財産の特別会計をもちましてこの計画を実行していくということに相なっております。

アメリカ側の要求が、このグラントハイツの移転につきましては、別に武蔵野市にグリーンパークと称しております武蔵野住宅地区というのがございまして、ここに六百九十九戸の提供中の建物があるわけでございまして、それも合わせまして横田の飛行場の施設内に移したいという計画になっておりまして、特定国有財産特別会計の全体計画におきまして、このグラントハイツの移転とそれからただいま申し上げました武蔵野住宅の移転を一括して行なうという計画になっております。そういういたしますと、全体計画といたしましては、グラントハイツから移します分が一千四百八十六戸、それから武蔵野住宅の移転分が六百九十九戸、合わせまして二千八百八十五戸の住宅のリロケーションを行なうという計画になるわけでございまして、これにかかわる施設を横田の飛行場の施設内に取得するわけでございまして、その計画が両方合わせまして全体として約三百五十億圓ぐらいの資金が必要であるというふうに存ぜられます。

それで、跡地の利用につきましては、建設省からの住宅の建設、あるいは東京都方面からの運動公園あるいは防災のための空地、その他地元からの緑地公園、いろいろ要望が出ておるわけでございまして、この点につきましては、先生

もおっしゃいますように、十分に公共的な目的を果たすというふうな観点からよく検討をいたしまして、最も公用、公共用、あるいは地元の御要望に沿うような方法で実現していきたいということに念頭に置きまして検討してある次第でございます。

○委員長(柴田榮君) 本件に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○成瀬幡治君 簡単に言って、三百五十億の資金が必要になると。だから、資金が必要なんだから、この資金全部をどこかへ払い下げをしてしまつて出すというのか、それとも、三百五十億というものは全くこの跡地等を処分せずに国が出そうとされるのかどうかというのが一つ。

それからもう一つ、いや、そうじゃなくて、一部そういうことをやるんだというような場合、払い下げてほんとに金をとるのか。その場合でも、公共団体の建設省なり東京都なり、地元とおっしゃいますが、それは練馬区をさすものなのかよくわかりませんが、民間のものまで入って払い下げようとしておるのかどうか、その辺はどうですか。

○政府委員(小口芳彦君) 御質問の点でございますけれども、特定国有財産特別会計におきまして横田の施設内にこれらの住宅を移設いたしますためには当然その財源が必要でございまして、特定国有財産整備特別会計におきましてはその取得に見合うだけの財源を移しました跡地を処分するということによりまして調達するということになっておりますので、三百五十億に見合う所要資金は跡地の売り払い等をいたしまして調達するということになっておるわけでございまして、建設省、東京都、あるいは練馬の地元の住民の方々から、いろいろ要望が出ておるわけでございまして、その要望の実現につきまして

は、たとえ住宅公団がそこに住宅をつくるということになりますと、これは時価で売り払うということになりますと、公営住宅を建てるというよりなことになるすれば、これは減額の規定がございまして、五割程度までは減額できるという規定がございまして、公園の場合におきましては、地方公共団体がその公園をつくり出す場合には無償貸し付けというふうな制度がございまして、地元の要望とそれらの資金計画をのみかみ合わせまして極力効率的に跡地の処理については考えていくというつもりであるわけでございます。

○成瀬権治君 わかりませんが、そうすると、あなたのおっしゃるのを聞いておりますと、民間の企業は入らないということですね、私企業は。○政府委員(小口芳彦君) この点につきましては、国有財産の処分の方針といたしましては、現在持っております、あるいはこれからいろいろな状況から国有地となつてまいりますものにつきましては、極力公用、公共用を優先的にいたしまして、民間企業に対する払い下げというふうなものは極力抑制をしていくというたてまえになつておりました、今度の跡地の処理につきましてもその基本的な方針は変えないでこれをやっていくというふうに考えております。

○成瀬権治君 民間私企業は極力抑制するんだと。絶対ではないわけですね、お話を聞いておりますと。これはすでにそういう民間に払い下げられるような計画をあなたのは持ち合わせじゃないんですか。

○政府委員(小口芳彦君) ただいまのところ、そういう計画は全然ございません。

○成瀬権治君 私は、こういうことについて、正・不正があるとかどうだなどということは言いたくないわけです。そういうことではなくて、普通で申しますと、どんなことをしても、国有財産が時価で払い下げられたと言いますけれども、やはり民間に払い下げられますと、時価よりも安くなくていいということは常識ですね。そうしますと、その民間の人たちがいわゆる公共的にやつ

ただから結局は国民にバック・ペイがされていくと、そう主張されましたも、土地だけの問題で評価いたしますと、何か利益を得たようなふうに感ずる。そういうことはつもらないことだと思ひます。

それからもう一つは、土地行政と申しますか土地政策の問題からいっても、できるだけ国有地というものは払い下げをされずにそれを利用するということになるなら、貸し付けたらいいということがあると思ひます。特に今度のロスの地震などというものは、東京都にとつては他山の石ではないかと思ひます。どうしたつて都市再開発が必要になつてくるのじゃないか。とすれば、そういうふうな再開発のために備えてクッション・ハウスにするとかいろいろ活用のしかたというものがあつたら、なるほど三百五十億という資金が要るんだということもわかりますが、それをひねり出すために全部を処分しちゃうんだというのじゃ何ら妙味のない話になつてきますから、十分そういう点については留意してやつていた方がいい。また、ここで、金が要りましたから民間に払い下げた、それがどうだとか何とかがつてつまるないことを言われるということは、私は、国としてとるべき姿じゃないと思ひます。

しかも、こういう問題になると、たとえば万博の跡地の問題も出てまいりました。あるいは、今後米軍が帰つた場合に、やはりその跡地の問題も出てまいらると思ひます。ですから、そういう問題全体について私は申し上げておるわけです。たまたま、いまは、グラント・ハイツが中心になつてみたり、あるいはグリーン・パークの問題が話題に出てきておるわけですが、そういうやうなことで、いま申しましたやうに、国全体の問題として十分——管財局がなくなつて、理財局の中の一部になつたと申しましたやうに、そういうやうなことがなつたとしても、とにかく、国有財産というものは、公共性と申しましたやうに、国のお金なのでございまして、これによつてだれかがもうけたとか、だれかが損をしたということではなくて、

みんなが、不特定多数の人が、利益と申しますか、恩典に浴したという、そういう基本姿勢でやつていただきたいということをくれぐれもお願ひをしまして、この点、よろしうございしますか。——ありがとうございます。

○委員長(柴田栄君) 本件に対する本日の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(柴田栄君) 次に、国際開発協会への加盟に件う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。藤田大蔵政務次官。

○政府委員(藤田正明君) ただいま議題となりました国際開発協会への加盟に件う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国際開発協会は、昭和三十五年十一月に設立され、開発途上国に対し、きわめて緩和された条件での融資を行ない、低開発地域の経済開発の促進に大きな役割を果たしてまいりました。わが国は、その原加盟国として当初出資を行なつたほか、昭和三十九年の第一次増資及び昭和四十四年の第二次増資の際にも応分の寄与を行なつてまいりました。

しかしながら、開発途上国の同協会に対する融資の要請は年々増大し、同協会の保有する資金の大部分は遠からず貸し付け約束手となる見通しとなつたため、昭和四十四年九月の総会において、同協会の第三次増資が提案されました。その後、この増資提案に関し関係国間で累次検討が行なわれ、昨年七月、総額約二十四億ドルの増資及びその分担に関する理事会決議が採択され、これを内容とする総務会決議案を各国が代表する総務の投票に付されました。これに対し、わが国は、昨年十月末、わが国総務である大蔵大臣が賛成投票を行なつております。

この点において、わが国といたしましては、決議の定めるところに従ひ、同協会に対し新たに一億

四千四百万合衆国ドル相当額の本邦通貨(五百十八億四千万円)による出資を行なうため、所要の国内措置を講ずる必要が生じたものであります。したがって、この法律案により、新たな出資についての規定を設けることとし、この法律案の成立後、出資の分担を引き受ける旨の正式通告を行ないたいと考えております。

なお、国際開発協会に対する出資は、本邦通貨に代えて、国債で行なうことが認められておりますので、今回の出資も、前回及び前回と同様、さしあたり国債で行なうことを予定してあります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(柴田栄君) 引き続き、補足説明を聴取いたします。稲村国際金融局長。

○政府委員(稲村光一君) 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由の説明に関連いたしまして、国際開発協会が第三次増資を行なうことが必要となつた理由、及び今回の増資に参加することがわが国にどのような影響を及ぼすか等につきまして、私から簡単に補足説明を申し上げます。

まず、増資が必要となりました事情等について申し上げます。

御承知のように、開発途上国の経済開発の促進は、今日の世界経済における重要な課題の一つであります。これら諸国の国際収支事情等から、これら諸国が経済開発を進めていくためには、きわめて緩和された条件での融資を受けることが必要であり、特に開発のおくれている国、国民所得水準が低い国につきましては、その必要性が大きいのであります。このため、国際開発協会の行なう融資に対する需要は年々増加し、すでに協会の保有する資金の大部分は遠からず貸し付けられる見通しとなりました。すなわち、同協会が創立されてから昨年六月までの間、協会が受領いたしました貸し付け可能資金の総額は、当初出資、第一

次増資及び第二次増資等を含めまして合計三十二億三千万ドルとなつております。これに対し、同期間に協会が締結した貸し付け契約の総額は、二十七億七千万ドルに達したため、昨年六月末現在で協会が新規の貸し付けに使用し得る資金は四億五千七百万ドルで、これは本年六月までに全額貸し付け約束される見通しとなつております。したがって、協会が今後とも円滑にその活動を継続していくためには、第三次増資による資金の調達が必要となつてきたのであります。

次に、今回の増資がわが国に対していかなる影響を及ぼすかという点につきまして申し上げます。

協会が行なつてゐる貸し付けは、期間五十年、金利ゼロ、手数料年四分の三%と、通常の貸し付けの条件よりもきつめて緩和された条件によるものであります。この貸し付けは、主として道路、鉄道、かんがい、通信、教育等の基礎的資本の充実に使用されており、開発途上国の経済開発を促進する上に大いに寄与してゐるのであります。このように開発途上国の経済開発が促進されることは、先進国と開発途上国との間の貿易の拡大をもたらし、これがひいては世界経済全体の繁栄にも資するものであり、わが国経済の持続的発展にとつても好ましい影響を与えるものと考えられます。

以上御説明いたしましたように、協会の第三次増資は世界経済及びわが国経済の調和ある発展に資するものであります。近年めざましい経済発展を遂げ世界有数の先進工業国となつたわが国に對しましては、これに充分の協力をなうことが強く期待されてゐる次第であります。わが国といたしましては、かかる期待にこたえて増資に参加することが、国際経済社会の場におけるわが国の責務を果たし、また、それとともにわが国の発言力を一層強めるゆゑであると考えるものであります。

最後に、今回の増資の内容について若干補足いたします。

たしますと、増資の総額は約二十四億ドルでありますが、これは、開発途上国の経済開発促進のため必要と思われる協会の融資承諾規模と先進国の負担能力等を勘案しつつ、累次の関係国会議で検討された結果合意されたものであり、これを日本、米国、英国、西独等関係十八カ国で分担することとされております。

また、払い込みは、三回の分割払いで行なわれ、全額を現金に代え、国債で行なうことが認められております。日本の分担額は、一億四千四百万ドル相当の五百十八億四千万円であり、このうち、これを昭和四十六年度から四十八年度までの間に各年度四千八百万ドル相当の百七十二億八千万円ずつ円貨国債で払い込むことと相なります。

なお、協会に対する増資分担額の引き受け通告期限は本年六月三十日となつております。

以上、簡単にではありますが、補足説明を終わらせていただきます。

○委員長(柴田榮君) これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松井誠君 いま議題になりましたIDAの増資の法律案につきましてお尋ねをいたしたいのであります。この法律案そのものよりも、むしろこの法律案のいわば前提というか、基礎になるいわゆる経済協力あるいは経済援助全般の問題に主として焦点を当ててお尋ねをいたしたいと思ひます。

いわゆる経済協力というのは、経済的な問題であると同時に、あるいはむしろそれ以上にきつめて政治的な問題であるわけでありませうけれども、きつては大臣がお見えになつておりませうので、主として具体的な事実関係を確かめたいというように、なことで質問をいたしたいと思ひます。昨年、一昨年と、海外で、外務大臣や大蔵大臣が、国民総生産の一分を経済援助に振り向けるのだという演説をされ、七五年には四十億ドルになる、八〇年には五十億ドルでしたか、とにかく経済社会発展計画に基づいて一分の援助をしたいというような発言がありましたね。問題は、

われわれから言へば、量のこととさることながら、政治的な性格というものを非常に色濃く帯びた問題であるだけに、むしろ援助のあり方、その方法、あるいは目的、そういう量より以前の問題として大事にやないかと思ひます。現にアメリカなんか盛んに援助をやつておりますけれども、やればやるほど知られるというふうな奇妙な結果を招いてゐると思ひます。アメリカが援助をやればやるほどむしろ戦争への足音が強くなるというふうな奇妙な結果になる場合もある。日本が、どうも、その肩がわりと言ふのがいいかどうかは別として、いわゆるミニアメリカみたいになり、どうも追いついていける気がすることが気になるわけですね。

そこで、政府の経済協力ないし経済援助というものの基本的な考え方というものを聞きたいわけでありまして、最初に、去年のあの国連の総会で経済援助のあり方について何か非常に体系的な基本的な考えがまとまつて、それが全会一致で採択されたという話を聞いておりますので、その大まかな内容ですね、特に援助の条件というものを中心にした内容、そのことをまずお伺いをいたしたい。

○政府委員(稲村光一君) 昨年の十月、国連の第二十五回総会におきまして、ただいま先生御指摘のとおり、第二次国連開発十年のUNDDIIと申します。このための国際開発方策が採択されたわけでございますが、この方策は、七〇年代に開発途上国の経済社会開発を一層促進させるというたぐひのいろいろな目標を設定してありますのみならず、また、目標実現の手段としての具体的な政策措置をも包含した総合的なものでございます。

このうちの援助関係の目標の内容及びこれらに對する関係について申し上げますが、満場一致で採択されたということではございませんで、各国はそれぞれ留保をいろいろ付しております。また、国の状況によりまして全部をそのまゝのむというところではございません。

の一分は量的な問題でございまして、GNPの一分目標と申しますか、先進国は一九七二年までにGNPの一分の援助を提供するように努力すべきであるというのがこの一つの目標でございまして。その一九七二年までに上記目標を達成できない国は、一九七五年までに達成するように努力する、こういうふうになつております。これにつきましては、わが国といたしましては、一九七五年までに達成するように努力するということを、これは政府の方針でございまして、そのとおり表明をいたしました。ただ、この点に關しましては、アメリカ、カナダ、豪州などは留保をいたしてあります。

それから次に、援助総額でなくてその中の政府開発援助、ODAと言つておりますが、これにつきましては、先進国は、政府開発援助を漸進的に増大して、その量が七〇年代の半ばまでにGNPの〇・七%に達するように最大の努力をする、こういう政府開発援助についての目標が設定されておりますが、これにつきましては、わが国といたしましては、政府開発援助の対GNP比を高めるように努力はするけれども、それを目標とすること及びそれをいつ達成できるかというふうな達成期限の設定までについてはこれは約束できないという趣旨で留保をいたしました。この政府開発援助のGNP〇・七%の目標につきまして留保をいたしました国は相当たくさんございまして、わが国は、アメリカ、イギリス、フランス、カナダ、豪州等、いずれも留保をいたしてあります。

それからその次に、今度は条件でございまして、条件につきましては、DAC加盟国は、DACの援助に関する勧告というのがございまして、それを達成するようにということでございまして、これは、わが国といたしましては、努力はするけれども、やはりこれにはいろいろと財政資金その他の問題がからんでおまして、先ほど先生御指摘のとおり、国内の財政需要その他の関連もありまして、この点は先ほど第二番目に申し上げ

けました政府開発援助のときも同じ問題があるわけでございますが、この援助条件の目標につきましては、やはりこの勧告を達成することは困難である、こういう旨の留保をいたしております。この点は、日本だけでなく、イギリスも留保をいたしております。

大休、第二次国連開発十年の量及び条件についての目標に關しましての国連決議というものの状況は、ただいま申し上げましたようなことでございます。

○松井誠君 全会一致でなかったというのは、言わなければならないけれども、道義的な拘束力という形勢で、留保のない部分は全会一致という形式だったわけですね。

そこで、留保のなかった点については、日本も、これは別に条約や何かじゃないわけですから法的な拘束力はないとしても、道義的な拘束力といえますか、そういうものはあるわけですね。そこで、たとえば一〇％援助というこれに対して、現在、日本の援助のGNPに対するパーセンテージは幾らなのか。それから政府開発援助が〇・七％と云っておられるけれども、日本の現在の比率というのは幾らなのか。それから三番目に言われた援助条件ですけれども、DACの援助条件についての勧告をその条件にするという決議の趣旨なんですか。そのDACの条件の勧告というのは具体的にどういふことなのか、それに対して現在日本の状況というのはいかようなことなのか。それらをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(稲村光一君) ただいまの御質問でございますが、ただいま計数的に統計的にはつきりいたしておりますのは、一九六九年の実績でございます。これは、日本が、DACの方式によりする開発途上国への資金の流れという統計で申しますと、十二億六千三百万ドルになっておるかと思ひますが、これはGNP比で申しますと、〇・七六％になります。その中のそれでは政府開発援助というのはいかばかりかといひますと、〇・二六％でございます。したがひまして、政府開発援助

助につきましましては、GNPの〇・七ということには非常にまだかけ離れておりまして、現実問題としてたとえ五年後までにそういうものを達成するということは非常にむづかしいと、こういうことでございまして。

それからDACの援助条件に關する勧告と申しますのは、これは非常に複雑でございますが、簡単に申し上げると、まず、「政府援助の七〇％以上を贈与で供与する」と、こういうのが一つございまして。しかし、それがそこまではないに國につきましましては、若干いろいろなフォーミュラがあるわけでございますが、「政府援助約束総額の八一％以上を贈与もしくは金利三％以下の借款で、また八二％以上を贈与もしくは償還期間二十五年以上の借款で供与し、新規借款約束総額の据置期間の加重平均を七年以上とする」というようないろいろ細かいフォーミュラができておりますが、いずれにいたしましても、現在の日本の状況ではこういう条件を達成することは非常にむづかしいといふことでございまして。

○松井誠君 DACの勧告の条件というのは、政府開発援助の比率だけのことでございまして。政府委員(稲村光一君) これは条件でございまして、政府開発援助の中で、七〇％を贈与、つまりただでやるべきだ。しかし、そこまではないにまでも、さらに相当の部分で贈与もしくは非常に低利・長期の条件の借款で与えるべきだと、こういうのが、一口に申しますと、DACの条件に關する勧告でございます。

○松井誠君 金利とか貸し付け期間というものは、そういう勧告の条件の中に入っていないわけですか。

○政府委員(稲村光一君) ただいまお答え申しましたとおり、入っております。つまり、第一の目標は、勧告は政府開発援助の七〇％以上を贈与でやるべきだ。しかし、それではまたなかなか達成困難でございますから、それでない場合には、いまのように「八一％以上を贈与もしくは金利三％以下の借款」といふような、借款で

もいけれどもその場合には非常に低利の借款でやれと、こういう勧告になっておるわけでございます。

○松井誠君 私は、冒頭に申し上げましたように、量よりも条件といふことが質といふことか、そういう問題のほうが大事だと思ひますので、その点をお伺いをいたしたいのですが、そういうような条件というものは、日本の経済援助のあり方の一般的にいわれておるいわば特徴というふうなものでございまして、あつたわけですか、ちよつとお伺いしたいのですが。

○政府委員(稲村光一君) DACで毎年援助国の年次審査というのがございます。これはその国の援助の全体につきましましていろいろ多数國の間で論議が行なわれるわけでございますが、その場合の一つの日本に対する批判と申しますか、それは、ただいま先生御指摘のとおり、量は相当のところに行つてゐるけれども、条件がもう少し受け入れ國側に有利にできないかといふ点でござい

それからもう一つは、これは援助全体の問題でございまして、たとえばあまり輸出促進を主たる目標にしたようなあれになつては困るの、その意味では、世界全体の問題で、特に日本に對するあれといふことはございせんけれども、ひもつき援助をやめるべきではないか。これは、実は、昨年の九月東京で行なわれましたDACの上級會議で、ほんの一部の國を除きまして大多数の國がこの原則に賛同をしたといふことでございまして。

○松井誠君 経済援助のあり方として基本的にどういふものが望ましいかといふ問題、これはまあ考え方はいろいろありますし、それらがいふんむづかしい問題だと思ひます。政経分離が不可分かといふような問題も基本的な問題でございけれども、その問題は一応別にして考えるとき、やはり二國間の援助といふと、いまひもつきの話が出ましたけれども、どうしてもひもつきといふものになりやすい。二國間の援助よりも多國間の援助、

それが組織化をされた國際機關による援助、そういうものの比率が高まること望ましいのではないかと。そういうことを考えますと、あるいは國際機關を通ずる援助のほかに二國間の援助にしても、やはり政府の開発援助といふものの比率が高いほど好ましいのではないか。民間資金による援助といふのは、どうしてもひもつきになりやすい。これが、先ほど言われたように、日本の経済援助といふのは輸出振興の機關ではないかといふエコノミック・アニマルの批判の源泉にもなつておるわけですね。ところが、日本の経済援助のあり方といふのは、先ほど政府の開発援助の比率が低いといふ話が出ましたけれども、それもDAC全体の平均よりも政府の開発援助の中における贈与の比率といふのが日本はやっぱり低い。金利にしても、期間にしても、DAC全体の平均よりも政府の開発援助の条件といふものはきびしい。そして、政府の開発援助の比率が低くて、民間の援助の比率が高い。そういう意味では、最大公約数的に考えても、一番好ましくない経済協力のあり方のようになつてゐるわけですね。これは、一体、どういふところに原因があるのか。ここまでは日本のGNPといふのが高まつてきたのに、依然として政府のそういう援助の金利も平均を上回つておる。いろいろ歴史的な沿革もあるし、国内事情との関係もありましようけれども、そういうものをこれから——これはむしろ大臣にお聞きしなければいかぬわけですが、どういふ方向へ持つていかうとするのか、次官もおいでになりますから、どちらでもけっこうですが、そのいわば見通しといふか方向についてのお考えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(藤田正明君) おつしやるとあり、民間の開発援助が大きければ、ひもつきにならざるを得ないといひます。か、ひもつきになることが多いのでありまして、低開發諸國にいたしまして、その辺において、ひもつき融資をやめるべきである、そして政府の開発援助を大いにもらいたいといふことを言つてゐるわけでありまして。先ほど、政府

の基本的姿勢云々と言われましたが、この問題はやはりそこに通ずると思つてあります。日本は、現在、国際的地位におきまして、先進国の尤たるものでございます。しかし、一面を考えますれば、日本の社会資本はまだまだ貧しいというふうな事情もございまして、それらを考えましたときに、政府の援助の増大を大いに今後努力をいたさなければならぬのでございますけれども、その辺の国内事情との関連もございまして、今後とも、ひもつき融資であるとかあるいは何らかの目的を持った融資なり援助というものの対しては、諸外国が歓迎しないのは当然でありますし、また、日本の立場といたしまして、それらを少なくすることは当然だと思つてあります。日本が海外資源に今後とも大いにたより、なおかつ、海外の市場の拡大強化によつて、日本の経済力というものがまた強くなつていくわけでありまして、日本の経済の援助は、イデオロギーであるとかあるいは利害であるとか、そういうものをこえた無償の無目的、そういうものに対する期待をなくした人道的なヒューマニズムを持った援助であることも、その反面、日本のための援助でもある、日本の今後の経済のますます確立した状態に対する一つの道でもある、かように考えます。そういうことにおきまして、今後、政府援助の増大を大いに努力するという方針であることは間違ひございません。

○松井誠君 経済援助の目的という問題については、私は先ほどわざわざ触れなかつたのでありますけれども、いま次官が言われた資源の開発、それから援助が日本の経済の発展にもはね返るといふそういう考え方、これは財界の考え方としては当然だと思つて、しかし、そのすぐあとで、無目的な無償が目的でなければならぬと言われ、人道的な立場でなければならぬと言われた。先ほどの経済的ないはば効果というものを期待してという考え方とは私は矛盾をすると思つて、残りがあれども、われわれが腹一ぱい食つて、残りがあつたら援助しようというふうなことを考え

てゐるわけではない。やはり国際連帯の精神というものに基つてやらなければならぬことは、大いに私たちはやるつもりである。しかし、いま言われるように、社会資本というものが非常に不足をしてゐる、そういう中で援助をしようというのですから、それなりの中の大義名分がなければならぬし、それなりのシビアな考え方というものがなければ国民は納得しない。しかし、そのときに、いままあなたが言われたような資源開発のようなことを何か目的の一つに入れて、この補足説明にもそういうことになつておりますけれども、そういうことで、必ずしも国民的なコンセンサスというものが得られるかどうか、実は疑問だと思つてはいます。ただ、いわば最大公約数を考えても、政府の開発援助というものは、それも国際機関を通ずる開発援助というものは、国際機関を通せば、おそろひもつきでない場合が多いのでありまして、うけれども、そのひもつきでない援助、そういうものを少なくともはつきり指向すべきではないかという質問のわけなんです。

そこで、先ほどもちよつと出ましたけれども、ひもつきという問題について、いままでだいが議論があつた。で、ひもつきでなくする、アンタイドという問題について、国連の決議の際に、日本は、その問題もおそらく決議の中に入つておつたと思つて、それから、何かそれについては非常に留保をつけた、条件をつけた。結論としては承諾をしたのではないかと思つて、その理由です。

それから、DACの勧告の条件で政府の開発援助の比率を高めるといふことは、これは当然だと思つて、いまの次官の答弁の中にもあつたのかもし、いませんけれども、それは、一体、どういふ具体的な根拠に基づいてわれわれから言わせれば一番大事な援助条件の結論を留保されたか。その二つを……。

○政府委員(稲村光一君) ただいまの二つの御質問のうちの、ひもつき援助、つまりアンタイドの問題でございまして、これにつきましては、むしろ、国連の決議というよりも、昨年九月に東京で行なわれましたDACの上級会議というものがございまして、そのときに、実は、先ほどもちよつと申し上げましたとおり、ほんの一部の国を除きまして、大多数のほとんど全部の国が、そのアンタイドの原則、ひもつき援助廃止の原則について賛成をいたしました。それにつきましては、日本もむろん賛成をいたしましたわけでございます。それにつきまして、ただ、これは各国とも原則はそういうふうな賛成をいたしましたけれども、具体的にそれではアンタイドをどういふふうにかつて各国の法制上できるようにやつていくかということ、それと同時に、アンタイドと申しまして、技術的にいろいろ問題がございまして、これはDACの上級会議でその方針が昨年の九月原則的な大筋がきまつたわけでございます。それに基づきましてその後DACの会議でいろいろな点をいま議論を詰めておる段階でございます。したがって、具体的に、これがきまつてまいりますと同時にひもつき援助を廃止をするというためには、わが国といたしましては、国内法上の問題がございまして、国内法の一部について手直しをする必要が起つてくるかと思われ、たが、たとえば輸出入銀行法にいたしまして、あるいは経済協力基金にいたしまして、いづれもひもつきでない援助ができるようにには必ずしも全体としてなつておりませんので、その点の国内体制の整備ということも必要であるわけでございます。したがって、ひもつきの廃止につきましては、その原則につきましては日本は留保ではございませんで賛成をしたわけでございますが、ただ、具体的なやり方については、いまDACの場において各国ともあわせてこまかい議論が進められてゐると、こういう状況でございます。

それから政府開発援助がなかなか国連の決議による目標どおりに日本としてはむずかしいと、

そのために留保をしたという点につきましては、これは先ほど政府次官から答弁がございましたとおり、政府開発援助と申しますのは、直接的に予算なり財投等、国の財政に關係するところが非常に強いものでございまして、したがって、国内需要との関連でなかなか現在の〇・二六%一九六九年の実績でございまして、〇・二六%というのを〇・七にまで、五年間には三倍以上率を上げるといふことは非常にむずかしい問題でございまして、これはとても現実的問題として約束することができないということでございますが、ただ、このとき、日本は、留保はいたしましたけれども、しかし、〇・二六%という政府開発援助の率を特定のパーセントまで上げるとかあるいは特定の年までにそれを何%までやるかという約束は国際的に方針としてはお約束はできませんけれども、しかし、その率をとにかく上げていくというふうな毎年今後努力をしていく、こういうことを方針を明らかにいたしてゐるわけでございます。

○政府委員(藤田正明君) 先ほどの松井委員の御発言の中に、私の発言を多少誤解されたやうな点がありますので、訂正させていただきます。

私が申し上げたのは、日本の低開発国に対する援助は、第一義的にはその国々の自助自立のための援助である。それが何らかのその目的があつてはならない。しかしながら、それが結果においては日本の市場の拡大なりあるいは資源の確保に通ずるものではないかということをおし上げたものであります。〔当然じゃないか〕と呼ぶ者あり。決して市場を拡大する目標であるとか資源の確保が問題であるから経済援助をしてゐるんだということを申し上げたわけではないのであります。その点を一言発言させていただきます。

○松井誠君 いまの不規則発言で当然だといふお話がありましたけれども、私は、先ほど言いましたように、それは必ずしも国民的な合意を得られる目的ではないということを言つておる。で、ど

れておるのですか。

○政府委員(稲村光一君) これは、同じような国際的な多角的な金融機関でございます世界銀行と比較をしていただきますとつきりいたすかと思ひますが、IDAにつきましては、先ほど御説明申し上げましたとおり、非常に低利の長期の資金を貸し付ける。したがって、その国のいわばインフラストラクチュアと申しますか、道路、港湾、農業、漁業というようなこともあろうかと思ひますが、そういうむしろ重点は後進国の社会資本の充実、インフラストラクチュアの部門で収益性の非常に少ない、こういうものに対して主として出されるわけでございまして、これに對しては、世銀のほうは、同じく発展途上国に對しても出されまされども、これはむしろプロジェクトとしては収益性のあるプロジェクトに對して世銀が出す。世銀のほうは、貸し付けの条件も、IDAのように長いものではございません。最長三十年、普通は十五年ないし二十年、貸し出し金利のほうも七・二五％で、これは世銀としても市場からの調達金利をもとにきめておりますので、コマシヤル・ベシスと申しますか、そういう貸し出し金利でございます。したがって、そのプロジェクトとしまして、むしろコマシヤル・ベシスに乗るようなプロジェクト、それに対して世銀は出しておる。それに對しては、IDAのほうは、むしろ、先ほど申し上げましたとおり、コマシヤル・ベシスに乗りがたいインフラストラクチュア的なもの、そういうものに出す。もう一つは、IDAは、先ほど申しましたとおり、非常に長期、低利のものでございまして、同じ後進国の中でもいわば後進の後進国と申しますか、GNPで一人当たり三百ドル以下というのを一応のめどとしておりまして、それ以上の国に對しては出さなないということの一つのめどといたしております。

して貸し付ける、こういうことになっております。

○松井誠君 この調査室からもらった資料の中にも、私が政府からもらった資料の中にも、いままでの融資の使途別の一覧表があるのですけれども、それにプログラム・ローンというのがありまね。相当大きな比重を占めておるのですが、これはどういうことかよくわかりませんが、いま言われたように、インフラストラクチュアというものの一部なんでしょうか。それから教育というものが相当な比重なんです。これは確かに必要だと思ひますけれども、それもそのインフラストラクチュアの中に入るのかどうか。そうして、教育というのは、主として何に對する融資なのか。建物だけなのか、人間というものも含めておるか、その辺を一緒にお願いしたいと思ひます。

○政府委員(稲村光一君) 第一のプログラム・ローンでございますが、これは六億五千五百万ドルぐらいになっておるかと思ひますが、これはインドとパキスタンで、インドが六億五百万、それからパキスタンが五千万というこの二国でございますが、これはインド、パキスタンにおきましてすでに既存の工場設備がございまして、それに対するスベアバットというものの輸入、これをIDA資金で見るといふことでございまして。

それから教育につきましては、これはIDAの資金は、その国の現地通貨を必要とするものではオープンに出すものではございまして、やはり外貨を必要とするものに出すのが原則でございます。教育の場合には、むしろ教員の俸給というふうなものではございまして、これは学校をつくりますに對するの必要とする輸入資材のファイナンスのために貸し付けをするということでございます。

○松井誠君 私の聞いておるの、人間というのは、留学生とかそういうものもその中に入っております。かといふ趣旨だったんです。

○政府委員(稲村光一君) ただいまの最後の御質問の点でございますが、これはむしろ教育に對する指導と申しますか、そういうものの一種の技術援助のようなものも入っております。

○委員長(柴田榮君) 本案に對する本日の質疑は、この程度にとどめます。

○委員長(柴田榮君) 次に、預金保険法案及び貸付信託法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

○成瀬清治君 大臣、四つお尋ねしたいと思ひます。

第一は、預金保険法案に對する附帯決議を各党で用意をいたしました。その中に、「農業協同組合、漁業協同組合および労働金庫等の預金者保護に對して、積極的に検討すること。」と、こういうことを附帯決議することにいたしました。これは、おそらく、全会一致で、あるいは多数でかどうかは別として、成立することは間違ひございせん。過般、近藤銀行局長からも、積極的にこうした問題に對して努力する旨の答弁がございました。いままでの例で申しますと、まあ附帯決議がつく。そうして、大蔵大臣も、そこで附帯決議を尊重して努力する旨の発言をされるというのが恒例になっております。しかし、また、それが実現しないことも、まああると申しますか、そういうものも多いといふことも、またこれも恒例になっております。これがせつかくそういうふうな過般御答弁があり、また、後刻御答弁をいたいただくことになると思ひますが、それじゃ、全く形式的な、意味のないことになると思ひますから、そこで、そういうふうでなく、この問題に限ってはどうするかという点に對しての大臣の御決意がまず第一に伺いたいと思ひます。

それから二つ目の問題に對しては、これはきよりの委員会が大臣に御決意を伺うというふうなことで、この法律案に直接関係は関係がございません。ございませんですが、特に御答弁をお願いしたいと思ひますことは、グラント・ハイツの払い下げに對して、あるいはグリーンパークの跡地の払い下げの問題でございますが、先ほど理財局の山口次長に伺いますと、民間私企業等には払い下げずに、しかも、グリーンパークなりあるいはグラント・ハイツの約二千余戸を横田のほうへ移転させるためには、所要資金が三百五十億ほど要するといふような御答弁がございました。そうして、そういう資金等の関係もあり、いろいろなことを苦慮しながらやるのだが、しかし、民間の私企業に払い下げないという。そこで、私のほうから特に大臣に伺っておきたい点は、国有財産というものが民間に払い下げられますと、やれ安く売ったとか、なんだかんだと、いろいろなことがあります。そこで、今後予想されるのは、米軍がいろいろな点で引き揚げていった跡地が出てくるのか、あるいは万博の問題等が出てまいりますから、国有財産というものはいろいろなことはあろうけれども、少なくとも民間私企業等にはぜひ払い下げることをやめていただく。特にグラント・ハイツの問題ともなつてまいりますと、東京都がロスの地震等を他山の石とした場合には、クッション・ハウスなどに對して都市再開発をするといふようなふうな、たいへん大切な問題だと思ひますから、ぜひ国有財産というものを大事に扱つて、少なくとも民間私企業等に、いろいろなことがあるけれども、そういうものに対しては極力売らないようにするといふような基本方針なのか、それとも、まあいままでずいぶん払い下げておみえでありまして、国有財産がなくなつたから理財局がなくなつちやつて理財局の一部にしたいといふような形になつておるようでありまして、この国有財産払い下げの問題に對してどういふのか、基本的な御答弁を承つておきたいと思ひます。

それから三つ目は、中小企業向けに對して、過般、政府資金としていろいろ問題に對して資金をお出しになりまして、ずいぶん中小企業の金融對策に對して対処されたやうであります。しかし、この貸付信託とかいろいろなことをやっております。問題は中小企業向けの長期資金をどういふふうに確保するかといふような点があるといふな

点で大事な点だと思ひますが、今後、中小企業向けの長期資金確保のために、なるほど長銀がございませうけれども、長銀は大企業向けでございまして、中小企業向けになつておりませんから、たとへば第二長銀というようにものをつくつて、中小企業の長期資金確保のために努力されるようなそういう意向があるのかないのかどうかという点が三つ目でございます。

それから四つ目の問題については、とかくこの不況が相当きびしい。過般の日銀発表等によりますと、四十年程度になるんじゃないかというように点を非常に心配をしております。そこで、大臣もしばしば機動的な予算を組んだんだというようにことを言つておみえになります、私はいま財投をどういうふうにするか、予算が通過せん前でございますから、いろんな問題があると思ひますけれども、この財投をうまく、そして、しかも早急に使つて、この落ち込みを上げてくる対策を立てられるというのが非常に大切じゃないかと思つておりますから、そこで、成立との関連もございませうけれども、さて予算が成立したわ、それから五月、六月というふうなふうになつていつてしまつては、非常におくれてくるのじゃないかというのを非常に心配しておりますから、そういうふうなことに大蔵として何かお考えがあるなら、この際承つておきたいと思ひます。

以上でございます。

○国務大臣(福田赳夫君) 成瀬さんから四点についての御質問であります、気持ちには私もよく理解できると思ひます。

第一点、農業協同組合、漁業協同組合、これの預金者を保護する方法ですね。これは、今度の預金保険法ではこれを除外したわけですね。これはよく御理解と思ひますが、農協や漁協、これはおなじが他の金融機関とは全く違います。しかし、その預金者を保護するという必要においては、他の金融機関と農・漁協、これは同じ理由があると思ひます。そういうふうなことから、この残された農・漁協の預金者を保護するという問題

につきましましては、これは農林省とよく相談しなされなれば問題でありますが、これは積極的な考案をしてみたい、かように考えます。

それから第二の国有財産の払い下げの問題、この基本的な方針のことを申し上げれば、私はみだりにこれを払い下げるといふ考え方をいたしたくないのです。これは国用に使うか、あるいは公共用に使うか、あるいはその他の公共類似の目的のために使用したい。まあ財源をあげるというように意味合いにおいて、いままで、まあやや積極的に民間に払い下げると、こういうふうな傾向もあつたように私は認めますが、さういふ考え方は今後はとらないといふことを前々から申し上げておるわけでありませう。

御指摘なような方法で今後やっていきたい、かように考えます。グラントハイツにつきましましては、これは地元の方々さんからもいろいろ話を聞いておるのです。ですから、そういう方向を十分尊重をする。ただ、これは、いま移転問題につきましまして金がかかるというお話がありましたが、その問題もあるのです。その問題もちよつと考えなきやならぬかなとも考えておりますが、大筋の方向といたしましては、成瀬さんのおつしやるような方向で対処したい、かように考えます。

それから中小企業向けの長期銀行はどうだという話ですが、いま公庫という制度があるわけですね。国民金融公庫、中小企業公庫、これがすなわちさういふ性格を持つておるのです。これを私企業的な長期信用銀行だということになると、金利も高い、さういふようなことで、中小企業にはたして向くかと、こういう問題があります、それじゃいかぬと、さういふことから公庫という制度をとつておるわけでありまして、この公庫制度を運用していくということでは御指摘の問題は十分対処し得ると、かように考えております。

それから第四点の財投の問題であります、これはまあ景気の運営に非常に重要な役割りを尽くし得ると、さういふ考へておるのであります。したがひまして、四十六年度予算では、まあ御無理

のところではありませうが、政府保証債を臨時に千三百億発行し得る権限を与えられるように御要請申し上げておるわけでありませうし、なお、政府関係八公庫というものがあつて、その八公庫につきましても、その借り入れ権限を、これは従来も予算書上お願ひをしておりましたが、今度も引き続きお願ひをします、さういふことにはたしてあります。景気情勢の推移を見ましてそれらを弾力的に運営いたしていきたい、また、機動的に運営いたしていきたい、さういふふうな考へておりますが、しかし、四月の新年度を持つてもなく、ただいまの傾向といたしましては経済界がかなり落ち込みの傾向である。さういふことを考へますときに、財投の活用ということ考へなきやならぬ。ことに、繊維でありますとか、あるいは自動車産業でありますとか、特に困難な中小企業がでてきております。さういふものに対処するといふので、過日、二百九十億のほるところの中小三機関の貸し出しの追加を実行するといふ決意をいたしたやうなわけでありませう。御趣旨の点はことに私も同感と思ひますので、十分その線に沿つて対処していきたい、かように考へます。

○成瀬輔治君 一言だけ……私はちよつと大臣と意見が違ふと思ひます。と申しますことは、なるほど制度金融の道はございませう、中小企業向けの。私は、それだけでは中小企業の長期資金といふようなものが確保できないのじゃないか。そこで、今後たとへば信託なりあるいは信用金庫、さういふようなものを中心としたやうなかつこうになつて——長銀といふものが大企業には確かにありますけれども、中小企業向けにはさういふ長期資金確保のものがなないんだから、何か、第二長銀といふことは悪いかもしれませうけれども、さういふようなものを検討されてしかるべきじゃないかと思ひますが、その点、どうも公庫だけで大臣はいいじゃないかと、さういふお考へが、いかげなものでしょう。

○国務大臣(福田赳夫君) 長期信用銀行といふもの

の三つあるんです。日本興業銀行、それから日本長期信用銀行、それから不動産銀行と。それで、日本長期信用銀行も興業銀行も、大企業ばかりじゃないんです。中小企業もやることにしております。額は中小企業でございませうからさうございませう。それから不動産銀行につきましましては、これは中小企業が土地建物等の不動産を持つておる、さういふものに担保を中心としてその企業を評価する、そしてそれに対して貸し出しを行なうといふような発想のもとに不動産銀行といふものが設けられたんです。ですから、不動産銀行は中小に對してもかなり融資をやつております。もとよりそれはかなりじゃないんです。さあそのほかにもまた特殊な長期信用銀行を設ける、そしてかなりの貸し出し金利にもなるというやうな行き方がある段階で必要であるかどうか、これは私はまだ成瀬さんとその点は違ふんですが、同じやうな目的をさらに有効に進めていくといふことは、これは公庫で十分できるんじゃないかと、さういふふうな考へております。公庫の運用については、御趣旨の方向で考へてまいりたい、かように考へます。

○鈴木一弘君 預金保険法からんですけれども、いま農協関係で預金者の保護については積極的に考へたいといふお話ですから、その点は了解したんですが、私は、はつきり申し上げて、農協といふもののおい立ち、いろいろ考へてみれば、結局、国の行政によつて現在のやうな総合農協ができてきて、まあ専門農協もありますが、総合農協といふのが実に多い。そして、さういふ国からの介入といふことは、行政によつてきたといふことから、行政的に掌握する力といひましようか、それに非常に都合のいいやうに、はつきり申し上げて育成している感じがするわけですね。ですから、場所によつては政治を大きくゆり動かす、果にしても何にしても動かすといふ点に立っている。その業務内容を見てみますと、さういふやうに信用とか購買とか販売といふやうな業務、事業をやつておるわけですから、諸外国の例

を見ても、信用業務というのは通常農協はやっていないというのが多いわけです。それが本来の筋であろう。信用業務を持つておるために、農家の間から言われることは、殿さまのようにいばつてゐるとか、高利貸しのように冷たいとか、こういう非難があがつてゐることは、大臣も御存じのとおりだと思ひます。そういうものが一つある。もう一つのほうには、組合員よりも準組合員というのが多くなつてゐる農協がかなりある。場所によれば、倍以上も組合員よりもいふゆる非農家の準組合員というものが多いいつとところもありまゐる。そういうところがなせ起きたか。結局、信用業務というものが主要業務にさへなつてしまつてゐるところがあるといふことだからだと思ひますが、そういういろいろな点から見ると、信用業務というものを農協自体が持つといふことは、農協本来の姿からはずれてゐるんじゃないか。しかも、これは大臣もよく知つてゐると思ひますけれども、景気の操作の問題、景気調整の問題、いろいろのときにも、どうしても農協の融資というものが穴抜けになつて、いい影響というものが与えられない。しかも、都市化が進んでゐるところにはなおのことそのようになってゐる。そこで、いま一つの理由としては、いま申し上げたこととや、農協本来の姿にするといふこと、専門農協というものを強化するといふのがこれはほんとうの行き方だと思ひます。それからいま一つは、先ほどの質問にありました預金者保護です。こういう三つの点から考えれば、どうしても信用部門というものは別のものに切り離さる必要があるのではないか。幸い、購買事業、販売事業、こういうものを統一するといふ機運があるようですから、この辺で大蔵省自身としても、はつきりと信用業務なら信用業務としての一つの金融機関として独立をさせる、こういう方向を持つべきではないか。そうでないと、ほんとうの預金者保護というものは最終的にはでき得ないし、農業の今後の育成にも暗い影を投げかけるといふふうになりかねない。その点を一つ伺ひたい。

いま一つは、法案とは関係がないのですけれども、いまの景気の行き方を見てみますと、非常に設備投資が減少してきて、これがだんだん加速度を加えてくるのではないかとこういう予想がある。まあ一億程度のいわゆる機動的予算といふことでありますけれども、こういうデフレの傾向が起つてきたときには、はたしてそれに対応できるかどうかといふことは非常に不安があります。金利をアメリカが下げたときに、第一回の下げでこれに追随して下げた。そのときの理由は、金利の引き下げはアメリカが下げたからだと言われたのですが、二次、三次になつてきますと、わが国はついていけないという状態です。これは金融機関の問題もありまゐるけれども、そういう面から見ますと、これは何らかのデフレギャップを埋めるくふうを一千億以上のものを考えなければならぬのではないか。公共投資というものを大幅に増大をしなければならぬことになるのではないかと。当然、不況といふことになれば、輸出はドラッグがかかつてくるでしょうし、外貨保有高がふえてくる。そうすれば、円の切り上げの圧力も強くなるといふことを考えざるを得ない。そうすれば、なべ底どころか、その底を割つてしまふという心配が出てくる。そこで、そういうような機動的型だけでは間に合わないのではないかと判断が私はもうしてゐるわけでございますけれども、そういうことについて、それに切れないといふようなときには、本格的に明年度の後半においては、あるいは秋から、大幅に公共投資を増大させるくふうといふものをしなければ、小手先だけでは、いままでの経済とは違つて、私は形が変わつた経済になつていくのではないかと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) まず、農業金融、その中で重要な役割を占めておる協同組合の信用事業の問題であります。まず、農業金融全体の問題からお答え申し上げます。これがいまわが国の金融体系の中では特殊な立場にあるのです。農業金融の分野、これを除きますと、大体、政

府、日銀、これが話し合ひをいたしますと、それに政策意図というものはかなり浸透し得る。こういうような状態にあるのであります。農業金融は、まあ特殊地帯と申し上げましたが、その辺の連動体制が緩慢な形になつておる。でありますから、景気政策を行なうといふような場合におきましては、どうも十分でないといふような面があるわけでありまゐる。そういうことに着目をして、何とかこれが特殊地帯であるといふような性格でないようにしたいといふことをかねがね考へておるわけでございまして、一方、そういうふうにするにまつては、難点もあるのです。難点が、第一点は、これは農業金融でありますから、どうしても長期の金融になる。また、低利の金融といふことにならざるを得ないわけでありまゐる。御提案のように、他の協同組合の他の事業と切り離して、一つの独立の農業金融地帯といふものをつくる。つまり、信用部門を独立させるといふようなことになつてくると、なかなかこれが運営はむずかしいといふことになりまゐる。また、農家を代表する農業協同組合の気分、これもなかなか無視することができない。こういうような問題がありまして、なかなか農業金融問題の再編成といふか、再検討といふか、それは手がつかない状態である今日に至つておるわけでありまゐる。だんだん世の中も変わつてくる。その変わり方、そういうものは見直しもしなければならぬ時期に來てゐるのじゃないか、そういうふうにと、かように考えます。

それから次は、景気の問題であります。今度の予算は御承知のように、四十五年度に比へまして一兆五千億円ふえております。一兆五千億円といふのは、これは、GNP、わが国の総生産の約二%に相当するわけであります。その上に、さらに、まあ予算の額でございませぬけれども、いわゆる弾力条項といひますか、政府保証債、ま

た、支払いはいは行ないませんが、発注を行なう権限といふ債務負担の増額、それからさらに、従来からやつておりますが、政府関係八公庫の貸し出し、これが五千億くらいになります。総計しますと、七千億くらいになります。これはちやうど総生産の一%に相当するわけですから、そういうふうなものをいま景気に対処していききたい、こういうふうな考へておるわけでございまして、まあ景気が過熱をするときには、金融の力がこれを引き締める即効を生ずる、こういうふうには思ひますが、下がるのを下ささへする、これは金融は受け身な立場になると思ひます。どうしても直接に購買力を喚起する必要がある。それは財政以外にない。こういうふうな考へまして、さうな考へ方をしたわけでございます。そういうことで、すでに建設省に對しましては、まだ執行のタイミングは申ししておりませんけれども、いつでも機動的に執行できるように諸準備を整えていたきたい、こういうことを申し入れております。建設省においても、その準備をいたしておるわけでありまゐる。つまり、GNPの二%もふえる予算の執行の促進、あるいは繰り上げ、あるいは支払いの促進、そういうようなことでかなりの影響を持つてゐる。その上、もし万一それでも足らぬといふときには機動的な発動と、こういうふうな考へておるわけでございまして、ただいま申し上げましたスケールの財政手段を持つておりますれば、私はそう急ぐといふことはなかりと思ひます。また、急であつてはならぬと思ひます。つまり先のほりに、だんだんと曇り後薄日という状態が出現できるのではあるまいか。これだけの整備を持てば、景気の動向に對しましては、自信が持てると、こういうふうな考へておるわけでございまして、

○委員長(柴田榮君) ほかに御発言もなければ、両案の質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(柴田榮君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより両案の一括討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、両案の討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより順次採決に入ります。

まず、預金保険法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。よつて、本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、貸付信託法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 多数と認めます。よつて、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○玉置猛夫君 私は、ただいま可決されました預金保険法案及び貸付信託法の一部を改正する法律案の両案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党四派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

預金保険法案に対する附帯決議案)

政府は、本法施行に当り、預金者保護の徹底に資するため、左記事項に留意すべきである。

一、農業協同組合、漁業協同組合および労働金庫等の預金者保護について、積極的に検討すること。

二、信用協同組合については、検査、監督等の厳正化を図り、経営の健全化に万全を期すること。

三、保険金限度額の変更については、国民の所得および金融資産の水準等を考慮し、弾力的に改定の措置を講ずるとともに、保険料につ

いては、金融機関が預金金利あるいは貸出金利に影響を及ぼすことがないよう指導、監督を行なうこと。

右決議する。

貸付信託法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の運用に当り、融資先拡大の趣旨の徹底に資するため、流通部門、中小企業および個人の住宅建設に対して、貸付信託の資金が円滑に供給されるよう、十分な指導、監督を行なうべきである。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(柴田栄君) ただいまの玉置君提出の附帯決議案を一括して議題といたします。

まず、預金保険法案の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。

次に、貸付信託法の一部を改正する法律案の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(柴田栄君) 全会一致と認めます。

よつて、玉置君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、福田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいまの附帯決議につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体して、十分努力してまいりたいと存じます。

○委員長(柴田栄君) なお、ただいま可決されました両案につきまして、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(柴田栄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

三月二日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月三日)

一、国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案